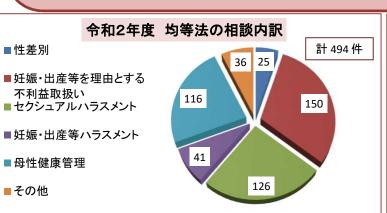
均等法、労推法、育・介法、パート法、パート・有期労働法の施行状況 (静岡労働局)

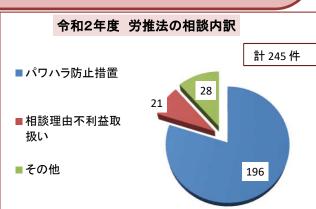
1 相談の状況について(静岡労働局)

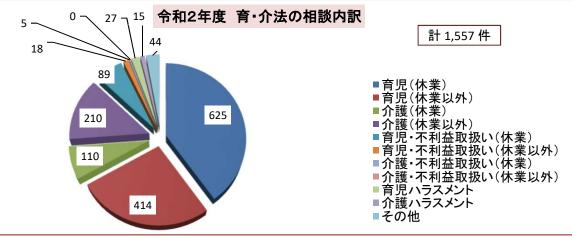
- ○男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期労働者法において前年度と比べて相談件数は 増加傾向である。
- 〇男女雇用機会均等法に係る相談は 494件(前年比+16.5%) 最多は「妊娠・出産等を理由とする 不利益取扱い」に関する相談で 150件、 全体の3割を占めている。

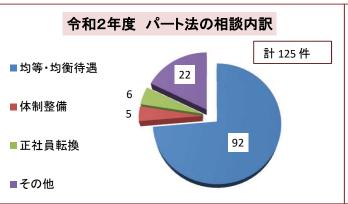
「母性健康管理」の相談がコロナ感染症拡大の影響で増加 し 116件(前年比+81.3%)

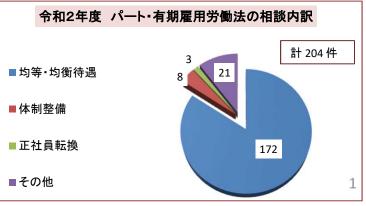
- ○育児・介護休業法に関する相談は 1,557件(前年比+54.3) 最多は「育児休業制度」に関する相談で 625件、次いで「休業以外の育児関係制度」に関する相談で 414件。 上位2つで全体の66.7%を占めている。
- 〇平成2年6月に改正された労働施策総合推進法(労推法)に係るパワーハラスメントに関する相談は 245件、今後も増加する見込みである。











2 行政指導の状況について (静岡労働局)

- ○例年、企業指導業務計画を策定の上、事業所訪問(行政指導)を計画的に実施している。
- 〇均等法と育児·介護休業法に基づく行政指導では、「ハラスメント防止措置」に関しては、訪問した企業のうち、均等法で76.7%、育児・介護休業法で78.2%の企業に違反があり、指導を行った。
- 〇パート法に基づく行政指導では、訪問した132事業所のうち96%の事業所に、423件の是正指導を行った。指導事項の主な内容は「雇用管理改善措置等に関する基本的考え方」95件、「就業規則の作成手続き」75件、「労働条件の文書交付等」59件、「措置の内容の説明」36件。
- 〇訪問事業所のうち、労働者からの相談を端緒とする訪問件数は11件である。 内訳は、均等法6件、労推法4件、育児·介護休業法1件となっている。

【均等法に基づく行政指導】

○助言•指導件数:235件(訪問事業所:168件)

内訳 「妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置」・・・129件(54.9%)

「セクシュアルハラスメント防止措置」 ・・・104件(44.3%)

【育·介法に基づく行政指導】

○助言•指導件数:312件(訪問事業所:165件)

内訳 「育児休業等に関するハラスメント防止措置」・・・129件(41.3%)

「介護休業等に関するハラスメント防止措置」・・・129件(41.3%)

【パート法に基づく行政指導】

○助言·指導件数:423件(訪問事業所:132件)

内訳 「雇用管理改善措置等に関する基本的考え方」・・・95件(22.5%)

「就業規則の作成手続き」・・・75件(17.7%)

【パート·有期法に基づく行政指導】

○助言•指導件数:40件 (訪問事業所:13件)

内訳「就業規則の作成手続き」 ・・・9件(22.5%)

【労推法に基づく行政指導】

○助言•指導件数:9件(訪問事業所:19件)

内訳「パワーハラスメント防止措置」 ・・・9件(100%)

3 紛争解決援助の状況について(※)(静岡労働局)

※ 各法に定める紛争について、当事者の希望等に応じて「**労働局長による助言・指導・勧告**」(行政機関による援助) 又は「**調停会議による調停**」(弁護士等の労働問題の専門家である調停委員による援助)よって解決を援助します。いずれも、紛争当事者(事業主と労働者)の間に立ち、両当事者の納得が得られるよう解決策を提示し、紛争の解決を図ることを目的とした制度です。

【労働局長による助言等】

- ○均等法 9件 (内訳:「妊娠等不利益」7件、「セクハラ」2件)
- ○育介法 4件 (内訳:「育児休業に係る不利益」3件、「休業に係る事案」1件)
- ○パ有法 2件 (内訳:「不合理な待遇禁止」1件、「待遇内容・理由説明」1件)
- ○労推法 7件 (内訳:「パワハラ防止措置」7件)

【調停会議による調停】

- ○均等法 1件 (内訳:「妊娠、出産等に関するハラスメント」1件)
- ○労推法 7件 (内訳:「パワーハラスメント防止措置」7件)